

# 豊岡市強靱化地域計画

～みんなでつくる 強靱な豊岡市～

2020年6月

豊岡市

## < 目 次 >

I	はじめに	
1	趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	1
II	基本的考え方	
1	基本目標	2
2	強靱化を推進する上での基本方針	2
3	特に配慮すべき事項	3
III	リスクに対する脆弱性評価	
1	想定するリスク	4
2	脆弱性評価	4
3	起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野	5
IV	強靱化に向けた推進方針	7
V	計画の推進	33

【別紙】強靱化を推進する主な事業

# I はじめに

## 1 趣旨

2011年3月の東日本大震災は、想定外の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性を顕在化させた。

その教訓を踏まえ、2013年12月、国は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、基本法という。）を制定し、2014年6月に「国土強靱化基本計画」を策定した。

しかしその後も、2018年には大阪府北部地震、7月豪雨、台風21号等で被害が発生し、新たな課題が浮き彫りになった。

2018年12月には、頻発した災害を踏まえた脆弱性評価や重要インフラ緊急点検の結果をもとに、「国土強靱化基本計画」が改定された。

本市においても、こうした国の動向を踏まえつつ、基本法の趣旨を踏まえ、大規模自然災害が起こっても人命を守り、市民生活への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた「強靱な地域」をつくりあげるため、「豊岡市強靱化地域計画」を策定する。

## 2 計画の位置づけ

基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定し、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画とする。

## 3 計画期間

2020年度から概ね5年とする。ただし、国の動向や社会情勢等の変化等により、必要に応じ見直しを検討する。

## II 基本的考え方

### 1 基本目標

以下の基本目標の下、関連施策を推進し、市の強靱化を図る。

- (1) 人命の保護を最大限図ること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- (4) 迅速に復旧復興すること

### 2 強靱化を推進する上での基本方針

#### (1) 長期的観点からの推進

- ・本市の強靱化を阻害する要因をあらゆる側面から検討し、長期的な観点から計画的に取り組む。

#### (2) 各主体及び地域間連携の推進

- ・強靱化に向けた取組みの実施主体は、市だけでなく国、県、事業者、市民など多岐にわたることから、関係者相互の連携協力を一層強化する。

#### (3) 効果的な施策の推進

- ・想定される被害や地域の状況に応じて、防災施設の整備等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・自分の身は自分で守る「自助」及び互いに助け合って守る「共助」からなる地域防災力の向上と、「公助」の機能強化を適切に組み合わせ、官（市、国、県）と民（事業者、市民）が役割分担して取り組む。
- ・防災・減災の取組みが非常時に効果を発揮するだけでなく、平時においては地域社会等で有効に活用される対策となるように取り組む。
- ・急速に進む人口減少など、本市を取り巻く社会情勢に対応した施策を推進する。
- ・大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない地域・経済社会システムの確保に当たっては、平時における状況変化への対応力や生産性・効率性の向上にも資するように取り組む。

#### (4) 効率的な施策の推進

- ・限られた財源の中、既存の社会資本を有効活用することで、費用を縮減しつつ、効率的に施策を推進する。
- ・計画的な定期点検の実施や予防保全の推進、適切な時期での更新等により、効率的な施設の維持管理を推進する。
- ・2004年台風23号の経験と教訓の継承・発信を推進するとともに、その普及啓発を図る。

## (5) 個別事業の取組み

### ①ハード整備の推進

- ・日本海沿岸地震等に備える地震・津波対策、兵庫県の総合治水条例に基づく総合的な治水対策、県民緑税（県民税均等割の超過課税）を活用した災害に強い森づくり等による土砂災害対策など、災害に対応した個別施策を国県と連携して着実に推進する。
- ・本市が有する豊かな自然との共生、環境との調和及び美しい景観の維持・創出に配慮して施策を推進する。

### ②ソフト対策の推進

- ・地域全体で強靱化を推進するため、人のつながりやコミュニティ機能を強化し、災害時にも機能する自助・共助の仕組みを検討する。
- ・各地域における担い手を育成・確保するため、自主防災組織への支援や、学校園における防災教育のさらなる充実、防災リーダーの育成など、これまでの成果を踏まえた取組みを推進する。
- ・地域を超えた助け合いの仕組みを構築するため、関係機関と連携して災害ボランティアの活動の支援等に取り組む。
- ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等が災害時要援護者となる可能性が高いことに十分配慮して施策を推進する。

## 3 特に配慮すべき事項

### (1) 2018年6月以降の災害からの教訓を踏まえた対策

2018年は大阪府北部地震、7月豪雨、台風20号、台風21号、北海道胆振東部地震等の相次ぐ災害に見舞われた。これを受け、国は「重要インフラの緊急点検」を実施し、災害時において、生命や財産の保護に加えて、国民の暮らしや経済活動を支える重要なインフラの機能維持が重要であることについて、多くの知見を得た。

以下に、本市にも関わりのある具体的事例を示す。

- ・土砂災害へのソフト対策について、災害リスク情報の整備や土砂災害に関する情報を改善していく必要があること
- ・ブロック塀等の倒壊や多発した小規模ため池の決壊等への課題に対応する必要があること
- ・気象情報や避難情報等の防災情報を、市民の避難行動に確実に結び付ける必要があること
- ・電柱が倒壊し、道路が閉塞することによる復旧活動の阻害や、電線が寸断され、停電が発生するなどの課題に対応する必要があること
- ・災害拠点病院等について、診療機能を最低でも3日間程度、可能な限り1週間程度維持するための設備の増設等が必要であること

### Ⅲ リスクに対する脆弱性評価

#### 1 想定するリスク

本市において過去に発生した大規模自然災害である、2004年10月の台風23号や平成30年7月豪雨などの教訓に加え、今後発生が想定され、市民生活や社会経済に甚大な影響を及ぼす以下の4つの自然災害を想定した。

なお、以下の災害は、単独で発生するだけでなく、同時または連続して発生する複合災害により、甚大な被害をもたらす可能性があることも想定している。

##### (1) 地震

###### 日本海沿岸地震

但馬海岸付近でマグニチュード7.3の地震が発生。

震度5強以上から震度7。

建物全半壊は3,565棟、死者107人、負傷者数555人、避難者4,671人と想定。

##### (2) 津波

「日本海における大規模地震に関する調査検討会」(国土交通省、内閣府・文部科学省)が公表した60断層の中から、兵庫県域に大きな影響を与えると考えられるF24、F49、F52、F54、F55の5断層を選定し、各断層の大すべり域の場所の組み合わせを考慮した計7ケースを選定。最高津波水位は切濱でT.P4.5m、最短到達時間は日和山で10分と想定。

##### (3) 洪水想定

概ね100年に一度起こる大雨(円山川流域48時間の総雨量327mm)による外水はん濫を想定。ただし、竹野川は50年に一度起こる大雨(竹野川流域の24時間流域平均の総雨量215mm)、須井川は30年に一度起こる大雨(須井川流域の12時間流域平均の総雨量158mm)による外水はん濫を想定。

##### (4) 雪害

想定される具体的な数値はないが、本市では2017年1月・2月に豪雪を経験している。

#### 2 脆弱性評価

評価手順は次のとおり行う。

①過去の災害の経験と教訓から「起きてはならない最悪の事態」を設定

②それぞれの起きてはならない最悪の事態を回避する観点から、施策の方向性を検討

### 3 起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野

国の基本計画で定められている45項目の「リスクシナリオ」に基づき、本市の地域特性を踏まえて、以下38項目のリスクシナリオを設定した。

事前に備えるべき目標		施策分野												
		1 市域の 保全	2 住宅 ・都市	3 ライフ ライン ・廃棄物	4 保健 ・医療	5 情報 ・通信	6 産業	7 交通 ・物流	8 行政 機能	9 避難 支援	10 地域の 防災力 強化	11 人材 育成	12 老朽 化対策	13 広域 連携 ・官民 連携
起きてはならない最悪の事態														
<b>1 直接死を最大限防ぐ</b>														
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		○		○			○						○
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		○											
1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生	○								○		○		
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○								○				
1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	○					○	○						
1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生							○				○		
<b>2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</b>														
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止			○		○		○						
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		○					○		○				
2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足								○		○			○
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者等の発生、混乱									○				
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺				○			○		○	○		○	
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生			○	○									
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生									○				
<b>3 必要不可欠な行政機能は確保する</b>														
3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱						○			○				
3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下									○				○
<b>4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</b>														
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○					○		○					
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態						○							
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態						○		○		○		○	

事前に備えるべき目標		施策分野												
		1 地域の 保全	2 住宅 ・都市	3 ライフライン ・廃棄物	4 保健 ・医療	5 情報 ・通信	6 産業	7 交通 ・物流	8 行政 機能	9 避難 支援	10 地域の 防災力 強化	11 人材 育成	12 老朽化 対策	13 広域 連携・ 官民 連携
起きてはならない最悪の事態														
<b>5 経済活動を機能不全に陥らせない</b>														
5-1	サプライチェーンの寸断等による事業所の生産力低下						○							
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害	○					○	○						
5-3	幹線の分断等、陸海空の基幹交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	○						○					○	
5-4	食料等の安定供給の停滞			○				○						
<b>6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</b>														
6-1	電力・都市ガスの供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止			○										
6-2	水道の長期間にわたる供給停止			○									○	
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			○								○	○	
6-4	基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止					○		○					○	
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全											○	○	
<b>7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</b>														
7-1	地震に伴う大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		○					○	○		○			
7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う交通麻痺		○			○		○						
7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	○				○				○		○	○	
7-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大							○						
7-5	農地・森林等の被害による土地の荒廃	○	○					○						
<b>8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</b>														
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		○	○										
8-2	より良い復興に向けたビジョンの欠如、人材の不足等により復興できなくなる事態											○		
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	○												
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域団体の崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		○						○		○	○		
8-5	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		○									○		
8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響							○						○

## IV 強靱化に向けた推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、以下の方針により施策を推進する。

### 1 市域の保全

#### (1) 津波対策

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
レベル1 津波（比較的発生頻度が高い津波）に対して、堤防の高さが不足し、浸水する恐れのある気比川については、堤防を嵩上げする必要がある。	県の「日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラム」により整備が予定されている気比川堤防の嵩上げ事業を県等と連携して推進する。
レベル2 津波（発生頻度は極めて低いが大規模な被害をもたらす最大クラスの津波）に対して、堤防の高さが不足し、浸水する恐れのある気比川および須井川については、堤防を嵩上げする必要がある。	県の「日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラム」により整備が予定されている気比川および須井川堤防の嵩上げ事業を県と連携して推進する。
日本海津波に対する耐震対策が必要な瀬戸水門の耐震補強を実施する必要がある。	津波発生時に瀬戸水門の機能が維持できるよう、県の「日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラム」により整備が予定されている瀬戸水門の耐震補強整備を県と連携して推進する。
レベル2 津波に対して、浸水する恐れのある竹野地区については、防潮堤等の整備する必要がある。	県の「日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラム」により整備が予定されている竹野地区の防潮堤等の整備を県と連携して推進する。
津波に備え、津波避難路や避難場所の整備を行う必要がある。	区（自主防災組織）が実施主体となって行う市指定の津波災害時の避難場所への経路または避難場所の整備経費を助成する。

#### (2) 治水対策

##### a. 総合的な治水対策

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
中小河川を含めた市内河川において、河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備、既存ダムの活用による機能強化、排水機場の整備等、抜本的な河川対策を進める必要がある。	近年、激甚・頻発化する豪雨等による浸水被害を軽減するため、河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備、既存ダムの機能強化及び排水機場の整備等、抜本的な河川対策を国県に働きかける。
施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する恐れがある。	施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、ハード対策だけでなく、ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

河川の流下能力を最大限確保するため、計画的に堆積土砂を撤去する必要がある。	国県管理河川の流下能力を最大限確保するため、堆積土砂等の撤去を国県に働きかけ、事前防災対策を推進する。
	市が管理する普通河川の流下能力を最大限確保するため、地域で堆積土砂等の撤去を行う際には浚渫費用の一部を補助し、良好な河川環境を維持する。
既存ダムの有効活用を図るため、ダムの嵩上げや放流施設の整備、利水ダムを含む全ての既存ダムにおける事前放流の導入等を進める必要がある。	既存ダムの有効活用を図るため、ダムの嵩上げや放流施設の整備を国県に働きかける。 既存ダムの事前放流については、国県と調整を図る。
近年多発する局地的大雨による浸水被害を軽減するため、ため池改修に併せた事前放流施設等の整備、校庭貯留施設や地下貯留槽などの雨水貯留浸透施設の整備等により河川への流出を抑制する流域対策を推進する必要がある。	ため池改修に併せた事前放流施設等の整備、校庭貯留施設や地下貯留槽などの雨水貯留浸透施設等の整備により河川への流出を抑制する流域対策を県と連携して推進する。
局地的大雨に対応するため、内水対策を進める必要がある。	雨水幹線や雨水貯留浸透施設等の整備を計画的に実施する。
	雨水・用水ゲート等の定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する。

### b. 高潮・越波対策

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
沿岸部を高潮被害から守るために、排水機場、防潮水門、防潮堤等の整備を推進する必要がある。	沿岸部を高潮被害から守るために、排水機場、防潮水門、防潮堤等の整備を県と連携して推進する。

### c. ため池の減災対策・整備推進

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
山村の地域活動の停滞、管理不全による森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の頻発化など山間部の災害リスクの高まりに対応するため、ため池等重要な農業水利施設や山地災害危険地区等に対する治山施設の整備を進める必要がある。	ため池管理者を対象とした管理技術の講習会の開催や巡回点検を通じた現地指導、豪雨に備えた事前放流の取組みなど、管理者による適正な管理活動を県と連携して支援する。
決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池の豪雨に対する詳細調査の定期的な実施や耐震調査の実施を通じて、改修が必要なため池を把握し、調査結果に基づく計画的	決壊による災害を未然に防止するため、危険度の高いため池の改修・耐震化を県と連携して推進する。また、利用実態のないため池の廃止を推進する。

な改修を進める必要がある。	防災上重要な農業用ため池を指定し、局地的な豪雨災害に備えるため、県と連携して水位調整や事前放流を行い災害の未然防止を図る。
	ため池の安全性や機能を確保するため、地震・豪雨対策と併せて、県と連携してため池の耐震診断を実施する。
	ため池の決壊による災害を未然に防止するため、危険度の高いため池の改修を県と連携して推進する。
	ため池改修に併せ、事前放流施設等の整備により河川への流出を抑制するなどの雨水対策を県と連携して進める。

### (3) 山地防災・土砂災害対策

#### a. 土砂災害対策

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
土砂災害に対する施設整備が途上であること、また、災害には上限がないことなどから、砂防堰堤や治山ダム等の施設整備を着実に推進する必要がある。	砂防堰堤や治山ダム等が整備されていない未対策箇所のうち、土砂災害特別警戒区域（R区域）に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家があるなど、緊急性の高い箇所で県と連携して重点的に整備を進める。
	河川上流部の土砂・洪水氾濫を事前に防止するため、流域が大きい荒廃した溪流や河川上流部に砂防堰堤を配置する対策を県と連携して推進する。
	砂防堰堤の土砂捕捉空間を確保するため、計画的に堆積土砂を撤去するよう県に要請し、事前防災対策を推進する。
	大規模土砂災害に備え、国県等と連携して、危険性の高い箇所の的確な把握を行い、保安林の適正な配備、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を推進する。
土砂災害の発生が懸念される土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域（R区域）内での人的被害を防ぐため、R区域内の既存住宅の移転や既存住宅・建築物の防護壁の整備等を推進する必要がある。	R区域内の既存不適格住宅の移転又は既存不適格住宅・建築物（ホテル・旅館）の改修を促進するため、既存住宅の除却や移転先住居の建設・購入、既存建物の防護壁等の整備について県と連携して支援する。

#### b. 災害に強い森づくり等の推進

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
林業の採算性悪化による人工林の手入れ不足や、	人工林の管理を徹底するため公的関与により間

<p>生活様式の変化等に伴う里山林の放置などにより、森林の防災機能等が低下する中、多発する局地的豪雨による斜面崩壊・流木発生対策など新たな課題にも対応するため、災害緩衝林の整備箇所の拡充のほか、崩壊防止力を高める森林整備等に新たに取り組む必要がある。</p>	<p>伐を行う「森林管理100%作戦」を進めるとともに、森林の防災面での機能強化を早期・確実に行う「災害に強い森づくり」について、凹部地形での斜面崩壊・流木発生対策など、新たな課題への対応も含め、県と連携して計画的に推進する。</p> <p>大規模土砂災害に備え、国県等と連携して、危険性の高い箇所の的確な把握を行い、保安林の適正な配備、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を推進する。</p>
---	--

### c. 森林の保全管理

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
<p>森林の有する国土保全や水源涵養機能など多面的機能を高度に発揮させるため、間伐等の適正な森林整備を推進する。</p>	<p>森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、間伐等の森林整備を推進する。</p> <p>間伐や除伐により、適正な森林環境を整えとともに、計画的な森林整備を促進する。</p> <p>森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を検証し、山腹崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を県と連携して進める。</p>

### d. 野生鳥獣対策の推進

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
<p>森林の下層植生の消失、土壌流出を防止するため野生動物の「個体数管理」「被害管理」「生息地管理」を総合的・計画的に推進する必要がある。</p>	<p>一部の野生鳥獣の生息数・生息範囲の拡大により、森林の下層植生が食害によって消失し、土壌流出等が生じているため、科学的データに基づき、地域の実情に応じた野生動物の「個体数管理」「被害管理」「生息地管理」を県と連携して総合的・計画的に推進する。</p> <p>森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を実施した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と調和した多様な森林づくりを推進する。</p>

#### 【重要業績評価指標】

(特定) ため池改修完了箇所数      2020年   0箇所   →2025年   2箇所

## 2 住宅・都市

### (1) 建築物の耐震化・耐災害性向上

#### a. 建築物の耐震化

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
民間建築物の耐震化率は、住宅69% (2015)、多数利用建築物64% (2016) であり、「豊岡市耐震改修促進計画」では2025年度の目標値として、住宅・多数利用建築物共に97%と定めているが、必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負担が大きいことから、意識啓発や耐震診断・改修等への助成を推進する必要がある。また、エレベーターなどの非構造部材についても耐震対策や老朽化対策を推進する必要がある。	住宅・建築物の耐震化に向け、県等と連携し、専門家による耐震診断、耐震改修等への助成や意識啓発活動等の対策を進める。 エレベーターなどの非構造部材の耐震対策や老朽化対策を進める。 旧耐震基準の木造住宅に対する耐震診断や耐震改修を支援する。
緊急輸送道路沿道建築物の倒壊を防ぐため、耐震化を促進する必要がある。	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、県等と連携し、耐震診断や耐震改修等への助成や建築物所有者に対する積極的な事業実施の働きかけを行う。
鉄道駅の倒壊による人的被害を避けるため、鉄道駅の耐震化を促進する必要がある。	鉄道駅は、多くの乗客が利用するとともに、災害時には一時避難所の機能も有する交通施設であるため、鉄道事業者が行う鉄道駅の耐震化を、県と連携して支援する。

#### b. 文化財等の耐災害性の向上

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
文化財の耐震化、防火対策、防災設備の整備等を推進する必要がある。	文化財建造物の防火・防犯設備の点検・整備や耐震化、防災訓練を実施するなど、文化財の防災対策を強化する。 博物館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組みを実施する。

### (2) 都市防災対策

#### a. 密集市街地の改善

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善のため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等の取組みを官民連携して実施する必要がある。	大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地について、無接道敷地の解消や公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。
防災上危険な密集市街地の改善を図るため、建物	避難場所等になる都市公園、緑地、広場等の整

の不燃化、公共空地の設置等を推進する必要がある。	備を推進する。
--------------------------	---------

### b. 地籍調査の実施

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるため、調査等の更なる推進を図る必要がある。	津波・地すべり等により土地の境界を表す地物が失われることに備え、現地復元可能な土地境界情報を整備する地籍調査事業の推進を図る。

### (3) 宅地防災対策

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
宅地の耐震化については、大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の防災対策が必要である。	大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地については、その存在を市民に周知し、防災意識を向上させるほか、安全性確認のために必要な調査等により宅地の防災対策に県と連携して取り組む。
放置された老朽危険空家の倒壊、部材の飛散等により周辺地域に被害が生じたり、避難の妨げになったりする可能性があるため、実態を把握し、所有者へ改善を促す必要がある。	豊岡市空家等対策計画に基づき、空家等への対策を推進する。 特定空家等については適正な管理を助言・指導し、状況に応じて勧告・命令・代執行等を行う。
災害等により宅地などの民有地に土砂・廃棄物などが堆積した場合、堆積土砂排除事業を活用し、市による土砂等の一括撤去を促進する必要がある。	災害等により宅地などの民有地に土砂・廃棄物などが堆積した場合、堆積土砂排除事業を活用し、市による土砂等の一括撤去を検討する。
中山間地域、沿岸地域などの地区のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となるおそれがある地区については、災害時に被害状況を確認する連絡手段を確保し、必要に応じ空から救援できる体制を整備することが必要である。	孤立するおそれのある対象集落では、衛星携帯電話、防災行政無線などで災害時の連絡手段が確保されている。県においてヘリによるつり上げが可能な地点の座標設定と登録を行ったことから、今後は孤立した場合の具体的な対応についてのマニュアル策定や定期的な訓練の実施を検討する。また、自主防災組織や各家庭における備蓄の推進など自らの備えの重要性を呼びかけていく。

#### 【重要業績評価指標】

住宅の耐震化率 2017年度 69% → 2025年度 97%

多数利用建築物耐震化率 2016年度 64% → 2025年度 97%

地籍調査事業進捗率 2019年度 11.3% → 2025年度 13.9%

### 3 ライフライン・廃棄物

#### (1) ライフラインの機能強化

##### a. 電力施設、上下水道施設、ガス管（学校施設含む）等の耐震化等

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
電力等の長期供給停止による情報通信の麻痺・長期停止を発生させないため、道路の無電柱化、洪水・津波・高潮等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。	電力等の長期供給停止による情報通信の麻痺・長期停止を発生させないため、洪水・津波・高潮等の地域の防災対策を県と連携して着実に進める。
	電柱の倒壊による電力の長期供給停止を防ぐため、道路の無電柱化を県と連携して進める。
水道管路の耐震化率は6.1%（2019年度）にとどまっており、老朽化対策に合わせて耐震化を促進する必要がある。2-1)、6-2) 水道施設の土木建築施設、水管橋、電気・機械設備について、耐震補強工事を促進する必要がある。	水道施設等の耐震化を国県と連携して推進する。また、災害時のバックアップ機能確保を目的とした系統間連絡管路を国県と連携して整備する。
学校施設の埋設ガス管耐震化について、老朽化対策と合わせて耐震化を推進する必要がある。	埋設ガス管の耐震化については、老朽化対策と併せて推進する。
生活空間に汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、下水道施設の耐震化、耐水化を実施する必要がある。	生活空間に汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、下水道施設の耐震化、耐水化、老朽化対策及び非常用電源の確保を国県と連携して推進する。
日常生活に欠くことのできない下水道施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、耐震化を実施する必要がある。	
大規模自然災害により浸水被害の発生が懸念される下水道施設は、浸水対策を推進する必要がある。	下水道施設の浸水対策を国県と連携して推進する。
防災・災害対応に必要なライフラインの麻痺・機能停止を回避する必要がある。	大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化するとともに、施設や設備の耐震化等防災対策を進める。

##### b. 食料、飲料水の供給体制の確保

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
大規模災害時においても円滑に食料、生活物資の供給を維持する必要がある。	食料、生活必需物資の計画的な備蓄を進めるとともに、効率的に配送できるよう適切に管理する。
	災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供に関し、事業所等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に締結している協定の実効性を高

	めるため、連絡窓口の確認を行うほか、訓練等を通じた連携体制の維持・強化を図る。
大規模災害時の飲料水の確保として「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、県内の応急給水用資機材の保有状況を共有し、相互応援による応急給水活動を円滑に進める必要がある。	「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく実務訓練や情報伝達訓練に参加し、大規模災害時の対応力の強化を図る。 水道管路・施設については、大規模地震に対しても通水機能が保持できるよう、計画的に耐震性能の向上や老朽化対策を進める。
大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設の耐災害性の強化を図る必要がある。	大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設の耐災害性の強化を国県と連携して図る。
農林水産業を支えるインフラの老朽化が進行し、突発的な事故の増加や施設機能の低下が懸念される。これらは、食料生産・供給等を支えるだけでなく、農山漁村における生活基盤を支える役割も果たしていることから、効率的な補修・更新に取り組む必要がある。	農林水産業を支えるインフラの効率的な補修・更新に県と連携して取り組む。

### c. 各家庭、避難所等における食料・エネルギーの確保

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる必要がある。	市民が各家庭や職場で、平時から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や区（町内会）等を通じて啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発する。
避難所における飲料水を確保するため、民間事業者との協定に基づく備蓄や、市町間の相互応援協定等による応急給水体制を整備する必要がある。	避難所における飲料水を確保するため、民間事業者との協定に基づく備蓄や、他市町の相互応援協定等による応急給水体制を整備する。
ライフライン途絶時等に避難者が安心して避難生活を送れるよう、避難所における自家用発電機や調理器具等に活用できるLPガスを業界団体等と連携し確保する必要がある。2-1)	ライフライン途絶時等に避難者が安心して避難生活を送れるよう、避難所における自家用発電機や調理器具等に活用できるLPガスを業界団体等と連携し確保する。
電力の長期供給停止に備える必要がある。	市民の安定的電源確保等に資する住宅用太陽光発電設備、家庭用の蓄電池、燃料電池、太陽熱温水器等の導入が促進されるよう啓発を行う。 地域において再生可能エネルギー（太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電等）、コージェネレーション、燃料電池の導入を促進するなど、自立・分散型エネルギーを供給する仕組みづくりを検討する。

#### d. 食品産業事業者等の災害対応力強化

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
農林水産業の生産基盤等について、農業水利施設、農道橋の耐震化や保全対策、水産物の流通拠点、生産基盤施設の耐震化など、総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。	農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力を強化するため、生産基盤施設等の点検・診断と保全対策、施設管理者の業務継続体制の確立、治山対策、農村の防災対策等を県と連携して推進する。

#### e. ライフライン関係事業者の防災対策

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
電力事業者における平時からの関係機関との相互連携協力体制の構築や従業員への防災教育等による災害予防、復旧用資機材等の確保・整備を進めるとともに、災害時の応急対策に向けた体制整備等を推進する必要がある。	電力事業者における平時からの関係機関との相互連携協力体制の構築や従業員への防災教育等による災害予防、復旧用資機材等の確保・整備を進めるとともに、災害時の応急対策に向けた体制整備等を県と連携して支援する。
ガス事業者の要員の確保等による保安体制の整備等を推進する必要がある。	ガス事業者の要員の確保等による保安体制の整備等を支援する。
通信事業者における災害時における通信サービスを確保するための通信網の整備や災害対策用機器の整備・充実等を推進する必要がある。	通信事業者における災害時における通信サービスを確保するための通信網の整備や災害対策用機器の整備・充実等を県と連携して支援する。
断水等の被害を最小限とするため、水道施設の計画的な整備や保守点検、災害時の資機材の確保等を推進する必要がある。	断水等の被害を最小限とするため、水道施設の計画的な整備や保守点検、災害時の資機材の確保等を推進する。

#### (2) 災害廃棄物対策

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、災害廃棄物を仮置きするストックヤードの候補地の確保を促進する必要がある。	災害時に備えたガレキ処理に係る処理体制を構築するため、災害時のガレキ仮置き場の確保状況や必要な機材の保有状況の確認を行う。
	災害廃棄物を迅速に処理するため、県及び他市町と連携の上、災害廃棄物の処理体制を構築するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る。
	災害時の廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理関係団体等と、災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結を推進する。

	大規模災害に伴う大量の災害廃棄物が発生することを想定し、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保及び県・市町間における相互応援協定等を運用し、広域的に災害廃棄物への対応を行う。
災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けて、教育訓練により人材育成を図る必要がある。	教育訓練として、水害、地震災害など具体的な自然災害を想定した図上演習等を含む、より実践的なワークショップ形式の研修を実施し、職員のスキルアップを図る。
建築物等の解体時における吹付アスベスト除去作業や一定規模以上の解体工事での粉じん飛散防止対策を講じる必要がある。	建築物等の解体時における吹付アスベスト除去作業や一定規模以上の解体工事での粉じん飛散防止対策を県と連携して推進する。

**【重要業績評価指標】**

基幹配水管耐震化率 2020年度 16.8% → 2025年度 18.0%

上下水道関係の災害時応援協定の協定締結数 2020年度 5件 → 2025年度 5件

## 4 保健・医療

### a. 救急・医療体制の充実

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
発災後、速やかに防疫、保健活動等を実施する必要がある。	豊岡市地域防災計画に基づき、災害発生後の速やかな防疫活動を実施する。
	豊岡市地域防災計画に基づき、災害発生後の速やかな保健活動を実施する。
救命力の向上のため、消防本部において救急救命士の養成を行う必要がある。	兵庫県消防学校において救急救命士養成課程を履修することにより、救急救命士の救急隊への配置充実を図る。
広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、救急搬送体制や、災害時協定の締結等による医師会との連携強化を含めた保健医療体制の強化を図る必要がある。	被災時における多数の傷病者に対応するため、研修会等の開催を通じて、災害医療従事者の医療技術の向上と災害拠点病院や地域の二次・三次救急医療機関相互の連携を強化する。
	県や各医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の各種団体と連携し、救護所の設置等を含めた災害時医療体制の充実を図る。
救助機関が到着できない恐れがある。	大規模災害時において、救助機関等の到着前に傷病者への適切な処置が実施できるよう、市民に対して応急手当の普及啓発を図る。

## b. 被災地における疫病対策に係る体制の構築

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除等の実施体制を構築しておく必要がある。	被災地における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。また、消毒、害虫駆除等を行うための体制等を構築する。
被災地での感染症発生を防ぐため、資機材を整備する必要がある。	消毒液やグローブ、マスクなどの備蓄品を確保する。 トイレやごみ処理をはじめ、避難所における衛生環境の維持に配慮できるよう、感染症等の発生予防への備え、取組みを推進する。
医療機関での電力の長期供給停止に備える必要がある。	災害時における電力供給の途絶に備え、医療機関等における自家発電装置や燃料タンクの設置を啓発する。

## c. 避難者の健康の確保

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
大規模災害により、医療や福祉の人材が不足する恐れがある。	傷病者を迅速に治療に繋ぐために、県との連携により各医療機関やDMATの調整を図る。 災害発生後の速やかな救護所の設置や巡回救護班の派遣、こころのケア対策、避難者に対する健康相談・栄養相談など、避難者の保健・医療面でのサポートを県と連携・調整し円滑に実施するための体制を整備する。

### 【重要業績評価指標】

救命救急講習等受講者数 2020年度 5,600人 → 2025年度 6,000人

予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率 → 毎年95%以上

## 5 情報・通信

### a. 情報発信の耐災害性向上

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
民間通信インフラの途絶により、インターネット等を利用した情報収集ができなくなる恐れがある。	民間インフラが途絶しても独自回線により情報収集ができるフェニックス防災システムの機能維持に努めるとともに、操作の習熟を図るため職員訓練を実施する。 民間の情報通信手段が遮断された際に、衛星通信ネットワークを防災端末のバックアップ回線として使用できるよう機能維持に努めるとともに、

	操作の習熟を図るため職員訓練を実施する。
電話回線の途絶により、関係機関との情報伝達と共有ができなくなる恐れがある。	県の衛星通信ネットワークや衛星携帯電話を活用し、関係機関とのホットラインを確保する。
災害時、電話回線の輻輳により、現場へ派遣している職員等との連絡が取れなくなる恐れがある。	消防署や消防団に配備している消防無線や、災害対応用のIP無線を利用し、情報収集に努める。
災害時、電話回線の輻輳により、避難所等との連絡が取れなくなる恐れがある。	教育用に学校内に整備するWi-Fi環境について、災害発生時の避難者等の情報通信手段としての利用が想定されることから、通信環境の確保を図る。
災害対策本部の代替施設への移転訓練を継続実施し、代替施設の回線、非常電源、通信状態を検証する必要がある。	災害対策本部の代替施設の回線、非常電源、通信状態を検証するため、災害対策本部移転訓練を検討する。
職員参集メールの効果的な運用により、職員の早期参集、安否確認及び被害状況を把握する必要がある。	職員参集メールの運用訓練を実施し、迅速な被害状況の把握や災害対応態勢の早期立ち上げに向けた検証を実施する。

#### b. 情報提供手段の多様化

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
防災行政無線のデジタル化の推進、情報伝達手段の多様化、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。	防災行政無線のデジタル化の推進、携帯電話メール及びスマートフォンアプリで気象情報等を伝える「とよおか防災ネット」などのツールを活用し、消防、警察等の関係機関、外国人を含む市民及び旅行者へ防災情報を確実かつ迅速に提供できるよう、情報提供手段の多様化を着実に推進する。
一時滞在者を含め、日本語が分からない外国人への情報提供等の支援が必要である。	多言語対応可能な市HPでの情報配信や外国人支援団体の協力により、大規模災害発生時における外国人市民に対する支援を円滑に行うため、やさしい日本語及び多言語による情報提供、外国人市民等からの相談・問合せに対応できる体制を整備する。
広報媒体である「ひょうご防犯ネット」の登録者拡大と民間団体と連携する防犯ネットワークの拡充を図る必要がある。	防犯情報の提供を行うため、「ひょうご防犯ネット」の登録者拡大と、地域防犯ネットワークの拡充を図る。

#### c. 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、代替手段の整備やその基盤となるLアラート（公共情報コモンズ）で積極的に防災情	Lアラート（公共情報コモンズ）と「フェニックス防災システム」の連携機能を活用し、台風・集中豪雨時における避難情報などの発信の強化を

報を発信する必要がある。	図る。
土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域（R区域）等の周知を行うとともに、想定を超える規模の土砂災害（深層崩壊）には対応が困難なことなどから、市民への危険箇所周知や自主避難等の判断材料となるリアルタイムの危険度情報を提供する必要がある。	市広報や市HP、防災行政無線での周知や出前講座等を活用し、R区域等の市民への周知を図る。
防災情報を市民に伝え、避難行動を促す必要がある。	防災行政無線や「とよおか防災ネット」、防災情報FAX等複数の手段による適時適切な情報伝達に努める。 「とよおか防災ネット」の登録を促進することにより、台風・集中豪雨時における防災情報の確実な伝達に努める。
市民の避難行動につなげるため、雨量、河川水位、河川監視カメラ画像データを広く周知する必要がある。	雨量、河川水位、河川監視カメラ画像を、市HPやデータ放送により、容易に確認できることを市広報や市HP、防災行政無線での周知や出前講座等を活用し、市民に周知する。
市民の避難行動につなげるため、県がインターネットで市民に提供している1kmメッシュごとの兵庫県地域別土砂災害危険度情報を広く市民に周知する必要がある。	市民が土砂災害の危険度を確認することができる兵庫県地域別土砂災害危険度情報について、市広報や市HP、防災行政無線で周知するとともに出前講座等を活用し、市民に啓発する。
市民の避難行動につなげるため、市HPに掲載している「箇所別土砂災害危険度予測システム」を広く市民に周知する必要がある。	土砂災害警戒区域（Y区域）ごとに、どの程度の降雨量で災害が起こる危険があるのかを知ることができる「箇所別土砂災害危険度予測システム」を市広報や市HP、防災行政無線での周知や出前講座等を活用し、市民に周知する。

**【重要業績評価指標】**

とよおか防災ネット登録者数 2020年度 7,150人 → 2025年度 7,500人

デジタル防災行政無線戸別受信機の配置世帯数 2020年度 30,000世帯 → 2025年度 30,000世帯

## 6 産業

### a. 市内事業所BCP策定の推進

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、市内事業所のBCPの策定を促進する必要がある。5-1)	大規模災害により事業の継続が困難となる事態を避けるため、国が定めるガイドラインの普及啓発を図り、市内事業所のBCPの策定を支援する。

## b. サプライチェーンの強化

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
災害時にサプライチェーンを維持するため、BCP策定と併せて、拠点の多重化・分散化、調達先や販売先の複数化、同業者との連携等を促進する必要がある。	災害時にサプライチェーンを維持するため、BCP策定と併せて、拠点の多重化・分散化、調達先や販売先の複数化、同業者との連携等を行うよう、啓発を行う。

## c. 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄を促進する必要がある。	事業所が策定するBCPに基づき、工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等の必要性を啓発する。

## d. ガス、石油、有害物質取扱事業者の災害対応力強化

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
事故発生を想定した安全措置を講ずる必要がある。	油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう事業所へ啓発する。
有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境等への影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を事業者に進捗させる必要がある。	大規模災害時の産業施設等における危険物品等の飛散・漏えいによる爆発及び速燃的な火災に備えるため、訓練等を通して災害対応体制の強化と関係機関との連携体制の必要性を啓発する。

## e. 農地・農業水利施設等の保安全管理

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
人口減少等により、地域の共同活動による農地・農業水利施設等の保安全管理が困難になってきていることから、地域における農地・農業水利施設等の適切な保安全管理や自立的な防災・復旧活動を可能にする体制整備を推進する必要がある。	多面的機能支払制度を活用し、地域の主体性・協働力を生かした地域団体等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保安全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。
農林水産業の生産基盤等について、農業水利施設、農道橋の耐震化や保全対策、水産物の流通拠点、生産基盤施設の耐震化など、総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。	農業用水の利用・管理の効率化と有効活用を図るため、老朽化が進む農業水利施設の整備や漏水防止等の機能保全対策を推進する。 農林水産物の流通拠点、生産基盤施設の耐震化など、総合的な防災・減災対策を関係機関と連携して推進する。

## f. 失業者に対する早期再就職支援

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
失業者に対する早期再就職支援のための適切な	失業者に対し、商工団体等と連携し、早期再就

対応を検討する必要がある。	職を支援する。
---------------	---------

<p>【重要業績評価指標】</p> <p>事業所への防災出前講座の実施回数 2019年度 1回 → 2025年度 5回</p>
---

## 7 交通・物流

### a. 道路交通機能の強化

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。	緊急輸送道路ネットワークの整備・強化のため、広域的連携を支える基幹道路の整備と、代替性の高い道路網の構築等を国県と連携して推進する。
被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち、落橋・倒壊の恐れがある橋梁、および緊急輸送道路の橋梁のうち、路面に段差ができる恐れがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。	被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち、落橋・倒壊の恐れがある橋梁、および緊急輸送道路の橋梁のうち、路面に段差ができる恐れがある橋梁等の耐震化を国県と連携して進める。
地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所（道路法面の落石・崩壊対策等）を推進する必要がある。	緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所（道路法面の落石・崩壊対策等）を国県と連携して進める。
橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。	橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を国県と連携して着実に進める。
林道等は、林業生産活動に加えて、地域交通の改善など、山村地域の生活基盤を支える重要な役割を果たすことから、地域森林計画に基づき開設や拡張を進める必要がある。	林道等は、林業生産活動に加えて、地域交通の改善など、山村地域における生活基盤を支える重要な役割を果たしていることから、地域森林計画に基づいた開設や拡張を国県と連携して進める。
都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を着実に推進する必要がある。	都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を国県と連携して着実に進める。
発災後、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関等の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。	緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を早急に確保するため、国県、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行える体制を整備する。
緊急時の輸送道路や迂回路としての機能も併せ持つ重要な農道橋、農道トンネルについて、耐震化を図る必要がある。	緊急時の輸送道路や迂回路としての機能も併せ持つ重要な農道橋、農道トンネルについて、耐震化を国県と連携して整備する。

## b. 港湾機能の強化

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
陸上輸送の寸断に備えて海上輸送ネットワークを確保する必要がある。	県管理港湾について、海上からのアクセスポイントとして災害時に使用できるよう機能堅持のために県との連携に努めるとともに、近隣港湾との連携強化を図る。 市内の県管理港湾：津居山、竹野（いずれも地方港湾）
孤立漁村の発生防止のため、津波対策及び漁港施設の機能強化対策を着実に進める必要がある。	孤立漁村の発生防止のため、津波対策及び漁港施設の機能強化対策を着実に進める。

## c. 空港機能の強化

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
但馬空港については、兵庫県地域防災計画における広域防災拠点に位置づけられており、空からのアクセスポイントとしての機能を維持する必要がある。	但馬空港については、空からのアクセスポイントとしての機能を国県と連携し維持する。 また、但馬空港へのアクセス道路については、空へのアクセス道路としての機能を県と連携し維持する。

## d. 鉄道機能の強化

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
豪雨等による災害発生時においても、鉄道輸送機能を確保するため、鉄道施設付近の斜面の崩落対策、駅や線路の浸水対策を促進する必要がある。	豪雨等による災害発生時においても、鉄道輸送機能を確保するため、鉄道施設付近の斜面の崩落対策、駅や線路の浸水対策を国県、関係事業者と連携して促進する。

### 【重要業績評価指標】

無電柱化事業整備実施地区数 2020年度 0地区 → 2025年度 1地区

## 8 行政機能

### (1) 消防の災害対応力強化

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
消防本部における消防力確保のため、消防吏員の養成を行う必要がある。	消防本部における消防力確保のため、兵庫県消防学校が実施する消防吏員の養成に参加する。
地域防災力の中核を担う消防団の充実強化を図るため、消防団員確保対策を支援する必要がある。	地域防災力の中核を担う消防団の充実強化を図るため、防災部局が取り組む消防団員確保対策を支援する。
消防団の技能向上を図る必要がある。	消防団の技能向上を図るため、兵庫県消防学校で

	の幹部訓練課程に積極的に参加させる。
地域の特性や様々な災害現場に対応した合同訓練を実施し、災害対応業務の実効性を高める必要がある。	消防団員を様々な合同訓練に参加させ、災害対応業務の実効性を高める。
消防団員の練度向上を図るための訓練を実施するとともに、体制の維持や装備資機材の整備及び更新を図る必要がある。	消防団員の練度向上を図るための訓練を実施するとともに、体制の維持や装備資機材の整備及び更新を図る。

## (2) 市の災害対応力強化

### a. 市有施設の災害対応

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
学校や市有施設については、災害対応の拠点等に利用されることもあることから、さらに災害対応を見据えた整備を促進する必要がある。	災害時の災害応急対策の活動拠点や被災者の救護の拠点、避難所等としての重要な機能を担う市有施設について、耐震改修等の耐震化整備や改修を計画的に推進する。
災害時における電力供給の途絶に備え、災害対応機関における自家発電装置や燃料タンクの設置等を促進する必要がある。	災害時における電力の供給の途絶に備え、災害拠点機関等を3日間程度維持するため、自家発電装置や燃料タンク等の設置を行う。 災害時に非常用発電装置の機能が確保されるよう、維持、補修、燃料の備蓄を行う。

### b. 災害時即時対応体制の強化

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
災害時の緊急事態の発生に備えて、24時間監視・即応体制を維持する。	災害時の緊急事態の発生に備えて、気象監視体制を確保するとともに、担当職員の訓練・研修を行い、対応の強化、充実に努める。
職員が発災時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施できるよう、職員初動マニュアルを作成し、職場研修等を通じて、その周知徹底を図る必要がある。	職員が発災発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施できるよう、職員初動マニュアルを作成し、職場研修等を通じて周知徹底を図る。
発災後の初動対応は被害の発生拡大の防止に対し重要であり、円滑に進める必要がある。	業務継続計画の確実な実行のため、訓練等を通じて職員の習熟を図るとともに、より実践的なものに練り上げる。 災害時に庁舎等が被災し、資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画の策定充実に努める。
防災担当職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。	防災担当職員を対象に、各種災害を想定した図上訓練や非常参集訓練等を計画的に実施する。
発災時には市だけで対応できることに限りがあ	市、防災関連機関、公益的事業を営む事業者、住

り、防災関連機関や公益的事業を営む事業者等との間の連携や防災体制の充実強化を図る必要がある。	民代表で構成する豊岡市防災会議を開催し、連携体制の確認や防災体制の充実強化に向けた対策を検討し、防災施策に活かす。
他の自治体や関係機関から支援を円滑に受けるための受援体制の整備が必要である	大規模災害時に円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図れるよう、受援体制の整備に努める。
災害対応に必要な資機材の整備を図る必要がある。	消防・救急車両や設備の更新を継続して進める。 耐震性防火水槽、消火栓の整備を進める。

**【重要業績評価指標】**

業務継続計画策定 2020年度 未策定 → 2025年度 策定

市職員の参集訓練の参加率 2019年度 66.7% → 2025年度 80.0%

## 9 避難支援

### a. 避難体制の確保・訓練の実施

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
津波、風水害などからの避難を確実にを行うため、適時適切に避難勧告等の避難情報について、対象区域を明確化して発令する必要がある。	災害リスクに基づく避難対象区域について実際の災害や被害想定等を踏まえ、毎年見直しを行うとともに、客観的な判断により住民が風水害からの避難を確実にを行うため、避難勧告等の避難情報について対象区域を明確にして適時適切に発令できるよう、職員の研修に努める。
避難意識の向上等、市民一人ひとりの自助・共助の意識を高めるため、市民に対し、「マイ避難カード」の作成や、防災訓練への積極的な参加を促進する必要がある。	市民の主体的な避難行動を支援するため、地区コミュニティ単位で市民一人ひとりが、自らの「逃げるタイミング」や「逃げる場所」などを予め決めておく「マイ避難カード」作成の取組みを展開する。
市民総参加訓練をさらに有意義なものとする必要がある。	市民総参加訓練に多数の市民が参加できるよう、実施方法や訓練内容を工夫するとともに、各地域で実施される防災訓練への積極的な参加を促進する。
児童生徒の引き渡しに関するルールに基づき、実際の引き渡しについて訓練を実施する必要がある。	児童の安全確保のため、全小学校での引き渡し訓練の実施を進める。
全ての学校で防災訓練は実施されているが、津波や土砂災害等、地域の災害特性を踏まえ、地域と学校が連携した実践的な防災訓練を実施する必要がある。	地域の災害特性を踏まえ、地域や関係機関等と学校が連携した実践的な防災訓練等の実施を全ての学校で進める。
2020年度中に市内の土砂災害特別警戒区域（R区	ハザードマップ（浸水、土砂災害）の更新を実施

<p>域)の指定が完了されることから、ハザードマップの更新を図る必要がある。</p>	<p>するとともに、マップの正しい見方や推奨される避難方法の周知などを市HPや出前講座等を活用して継続的に実施する。</p>
<p>市民の避難行動につなげるため、県がインターネットで市民に提供している1kmメッシュごとの兵庫県地域別土砂災害危険度情報を広く市民に周知する必要がある。</p>	<p>市民がより土砂災害の危険度を認識できるよう、兵庫県地域別土砂災害危険度情報について市民に周知するとともに、情報の正しい見方や推奨される避難方法の周知などを市HPや出前講座等を活用して継続的に実施する。</p>
<p>決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池について、浸水想定区域やハザードマップを公表し、災害時に円滑な避難が出来るよう市民に広く情報提供する必要がある。</p>	<p>ため池下流住民の速やかな避難行動につなげるため、決壊すると住宅等に被害を及ぼす防災重点ため池について、浸水想定区域図やハザードマップの作成・周知を図る。</p>
<p>県が実施した津波シミュレーションをもとに作成した、避難場所や避難経路等を盛り込んだ津波浸水ハザードマップを地域住民等への周知に努める必要がある。</p>	<p>沿岸部住民の速やかな避難行動につなげるため、津波浸水ハザードマップの地域住民等への周知に努める。</p>
<p>地域特性に応じた避難が円滑に行われるよう、津波の被害想定に基づいた市民避難訓練を実施する必要がある。</p>	<p>津波や水害の被害想定に基づき、地域特性に応じた市民等の避難が円滑に行われるよう、避難訓練や避難場所の整備等、地域の取組みを支援する。</p>
<p>市民への情報提供手段の多様化を図り、市民自らの判断で避難行動を実践する必要がある。</p>	<p>防災行政無線及びとよおか防災ネット、全国瞬時警報システム(Jアラート)等の登録・運用の強化等により、防災情報伝達の多重化を推進し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の適時適切な発信に努める。</p>
<p>災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して警戒避難体制整備等のソフト対策を進める必要がある。</p>	<p>市民一人ひとりが避難行動を自らの判断で行えるよう、出前講座や訓練を通し、広く市民へ情報提供する。</p>
<p>救出、救助や応急医療等に従事する実動部隊が相互に連携し、迅速かつ的確な応急対応を推進するため、被害想定に基づく実戦的な訓練を実施する必要がある。</p>	<p>避難訓練実施にあたっては、地域の災害特性を踏まえるとともに、実働機関の駐留拠点や救助資機材等の円滑な供給、部隊間の協力・役割分担等が円滑に行われるよう実施方法や訓練内容を工夫する必要がある。</p>
<p>大規模災害発生時に複数の自治体が被災すれば、自衛隊、警察、消防、海保等の実働機関は、担当区域外からの部隊増員が必要となることから、効率的・効果的な部隊運用がなされるよう、自治体及び実働機関の行動要領を相互に確認する実戦的な合同訓練を実施する必要がある</p>	<p>また、救出、救助や応急医療等に従事する実動部隊と相互に連携し、迅速かつ的確な応急対応を推進するため、現場における活動への参加が予想される組織等にも参加を求め、被害想定に基づく実戦的な訓練を関係機関と連携して実施する。</p>

## b. 帰宅困難者対策等（旅客、通勤・通学者等を含む）の推進

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
旅客を含む帰宅困難者等による混乱を防止するため、一時滞在施設の確保に取り組む必要がある。	旅客や帰宅困難者等による混乱を防止するため、一時滞在施設の確保について、公共交通機関や城崎温泉旅館協同組合等の宿泊施設との連携構築に努める。

## c. 避難行動要援護者の避難支援体制の構築

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
避難行動要援護者名簿の整備を進めるのと合わせて、名簿の掲載者一人ひとりについて、災害時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の行動を想定した具体的な個別支援計画を地域において作成し、避難行動要援護者の避難支援体制を整備する必要がある。	災害時に避難支援を要する避難行動要援護者について、地域の自主防災組織、民生委員・児童委員、居宅介護支援事業所等が連携し、「避難行動要援護者個別支援計画」を作成し、災害時の情報提供、安否確認、避難支援等を行う体制を構築する。
災害時に自ら避難することが困難な避難行動要援護者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、平常時から地域における支援体制づくりを図る必要がある。	
2017年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられることとなった。当該施設管理者は、避難確保計画の作成等を進め、施設の避難体制の強化を図る必要がある。	要配慮者利用施設の管理者等が、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施できるよう、避難計画作成を支援する。

## d. 避難所対策

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
避難場所に指定されている市有施設については、災害対応の拠点等に利用されることから、災害対応を見据えた整備を促進する必要がある。	災害時の災害応急対策の活動拠点や被災者の救護の拠点、避難場所等としての重要な機能を担う市有施設について、耐震改修等の耐震化整備や改修を計画的に推進する。
冷暖房機器の設置、段ボールベッドの設置、間仕切り用パーティションによるプライバシーの確保などにより、避難所における生活の質の確保を図る必要がある。	生活する避難所においては、冷暖房機器の設置、段ボールベッドの設置、間仕切り用パーティションによるプライバシーの確保などにより、指定避難所開設段階における避難者の生活の質の確保を図る。  感染症の発生を予防する取組み（トイレやごみ処理など避難所における衛生環境の維持への配慮）を進めるため、避難所運営マニュアル等の周知を

	図る。
災害発生時の避難者等の情報通信手段として公共施設のWi-Fi環境の整備が必要である。	災害応急対策・復旧対策の拠点となる市庁舎のWi-Fi環境については、災害発生時の避難者等の情報通信手段としての利用が想定されるため、環境の確保を図る。
大規模自然災害が発生した場合に、避難所として活用が可能なホテル・旅館等を確保する必要がある。	一般の指定避難所では生活を送ることが困難な者の避難先としてホテル、旅館等の協定団体との連携に努める。
避難所での感染防止措置が必要である。	避難時には自らを守るための衛生資材（マスクや体温計等）の持参を呼びかけるとともに、感染拡大を防ぐ資機材の備蓄を進める。

#### e. 仮設住宅対策

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
仮設住宅等の整備が進まないと復興が大幅に遅れる恐れがある。	あらかじめ仮設住宅の建設候補地を選定しておく等の事前準備を進める。
	エアコン、調理設備、給湯器等を標準的設備とすることやバリアフリー対応、集会室の整備など、生活の質の確保に配慮した応急仮設住宅の仕様を検討しておく。
	民間賃貸住宅の借り上げ等、応急仮設住宅の速やかな整備・確保が可能となるよう、民間事業者団体との協定締結を検討する。

#### 【重要業績評価指標】

避難行動要援護者登録のある区内、個別支援計画の策定率 2020年度 54.1%→2025年度 70%  
 とよおか防災ネット登録者数 2020年度 7,150人 → 2025年度 7,500人  
 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成 2019年度 47.7% → 2025年度 100.0%

## 10 地域の防災力強化

#### a. 地域の防災組織の災害対応力強化

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
大災害では、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関が即座に現場に駆け付けるのは困難であるため、消防団や地域の自主防災組織の充実等を図る必要がある。	消防団員の確保、消防団の充実強化、資質向上を図る。自主防災組織育成の取組みを支援する。
	自主防災組織、学校、事業所などと連携して、市民が主体的に生命・財産を守る行動ができるよう訓練を実施する。

	毎年8月の最終日曜日の午前中に実施日を固定し実施する市民総参加訓練に世帯主だけではなく、多数の市民が参加するよう、地域の災害特性を踏まえた実施方法や訓練内容を工夫するとともに、地域や関係機関等と学校が連携した実践的な防災訓練等の実施を全ての校区で進める。
消防団の技能向上を図る必要がある。	消防団の技能向上を図るため、兵庫県消防学校での幹部訓練課程に積極的に参加させる。
消防団員の練度向上を図るための訓練を実施するとともに、体制の維持や装備資機材の整備及び更新を図る必要がある。	消防団員の練度向上を図るための訓練を実施するとともに、体制の維持や装備資機材の整備及び更新を図る。
大災害発生時に、警察、消防等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合に最初に災害に対応するのは、地域のコミュニティであることから、市民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備える必要がある。	台風・集中豪雨等に対するソフト対策を充実させるため、台風接近時等の自治会等との連携を密にし、防災情報の収集や発信の強化を図る。
	市HP・市広報・出水期やメモリアルデーでの防災行政無線放送のほか、全ての市立小中学校、幼稚園、認定こども園で行っているメモリアル防災授業、防災訓練や防災講演会、出前講座など、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める。
	自主防災組織や各家庭における備蓄の推進など備えの重要性を呼びかけていく。
	住宅の耐震化を進めると同時に、家具の固定の重要性について啓発する。

## b. 災害ボランティア活動支援体制の整備

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
大規模災害が発生した際の復旧・復興活動にはボランティアによる活動支援が不可欠であるため、災害ボランティアの裾野の拡大や、災害ボランティアを社会全体で支える仕組みづくりを県と連携して推進する必要がある。	災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう、災害救援ボランティアマニュアルの整備や関係機関との協定の締結、災害ボランティアコーディネーターの養成を進めるとともに、災害支援に取り組んでいる団体とのネットワークの構築や実践的な訓練の実施など、平時から災害に備えた取組みを県社会福祉協議会と連携して進める。
大規模災害が発生した際の復旧・復興活動にはボランティアによる活動支援が不可欠であるため、災害時には、災害時のボランティアセンターの立ち上げ、運営が円滑に行う必要がある。	災害時におけるボランティア活動支援のため、豊岡市社会福祉協議会と連携し、必要な協力体制を構築する。

### c. こころのケア体制の強化

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
大規模災害時の精神保健医療の需要拡大に対応するため、他自治体からのDPAT（こころのケアチーム）等の円滑な受入体制を整備する必要がある。	平時から災害研修の実施やこころのケア対応マニュアルを整備するとともに、災害時にはDPAT（こころのケアチーム）とDMAT（災害派遣医療チーム）・医療救護チーム、保健師チーム等が連動できる体制を県と連携し検討を進める。

#### 【重要業績評価指標】

市民総参加訓練参加区数 2019年度 87.5% → 2025年度 90.0%

兵庫県住宅再建共済（フェニックス共済）制度加入率 2020年度 15.9% → 2025年度 16.5%

## 11 人材育成

### a. 人材の育成、確保

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
防災インフラの速やかな復旧のため、建設業団体、近畿地方整備局（リエゾン、TEC-FORCE等）などの関係機関と連携し、必要な人員・資機材の確保を図る必要がある。	大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するため、建設業団体、近畿地方整備局（リエゾン、TEC-FORCE等）、県などの関係機関と連携し、必要な人員・資機材の確保を図る。
防災インフラ等の適切な保全、大規模災害時の早期復旧のため、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターやNPO法人兵庫県砂防ボランティア協会等と連携し、市職員OB等の豊富な知識・ノウハウを持つ人材の確保を図る必要がある。	防災インフラ等の適切な保全、大規模災害時の早期復旧のため、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターやNPO法人兵庫県砂防ボランティア協会等と連携し、市職員OB等の豊富な知識・ノウハウを持つ人材の確保について検討する。
土木・建築・上下水道事業関係の人材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。	土木・建築・上下水道事業関係の人材・組織体制等を整備するため、適切な組織体制の構築を検討する。
「フェニックス防災システム」等により得られた情報の効率的な利活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を通じて、人材育成を推進する必要がある。	「フェニックス防災システム」等により得られた情報の効率的な利活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を通じて、人材育成を推進し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。
発災時に家屋被害認定を行える職員が不足する恐れがある。	県が行う家屋被害認定士、被災宅地・建築物応急危険度判定士等の養成講習会に積極的に職員を派遣し、被災地支援を行う。また発災時には速やかに他団体より派遣を受けられる受援体制を構

	築する。
災害が起きたときの対応力を向上するために、防災課をはじめとする職員が災害対策に必要な事項を体系的に習得する必要がある。	防災課等の職員は、防災・危機管理に関する各種研修に積極的に参加し、新しい知見を体系的に習得する。
道路啓開、除雪、迅速な復旧・復興、平時のインフラ・メンテナンス等を担う建設業において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、若年者や求職者に対する職業訓練による技能習得をはじめ、将来に向けて担い手の確保・育成を図る取組みが必要である。	道路啓開、除雪作業、復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備、平時におけるインフラ・メンテナンス等を担う建設業等の人材育成、担い手確保を県と連携して図る。 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業等の人材育成、担い手確保を県と連携して図る。
冬期交通の安全確保に重要な役割を担う除雪業務について、受託業者の人材や採算性の確保のため、今後も引き続き除雪業務の安定的な維持に取り組む必要がある。	冬期交通の安全を確保する除雪業務について、除雪業務の安定的な維持に国県と連携して取り組む。

## b. 防災教育の実施

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
北但大震災、2004年台風23号、阪神・淡路大震災の被災経験を風化させることなく、今後の防災・減災意識の向上を図る必要がある。	すべての小中学校及び幼稚園・認定こども園において、年3回の防災・減災授業を実施する。
	過去の大災害を風化させないため、関係機関と連携し、防災に関する教材の作成や掲載情報の更新に努める。
	市民を対象とした防災学習会や写真展等を継続実施する。

### 【重要業績評価指標】

家屋被害認定士養成研修受講職員数 2019年度 101人 → 2025年度 130人  
被災建築物応急危険度判定士認定職員数 2020年度 10人 → 2025年度 20人

## 12 老朽化対策

### a. 社会基盤施設の老朽化対策

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
社会基盤施設の多くは高度経済成長期以降に建設されており、今後、老朽化の割合が増加することが課題となっている。人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、社会基盤施設の維持管理・更新を	市が管理する道路、河川、港湾、砂防、下水道、漁港等の社会基盤施設について、計画的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する。また、損傷等があり対策が必要な施設については優先度に応じた修繕・更

確実に実施し、計画的・効率的に老朽化対策を推進する必要がある。	新を実施するなど、計画的・効率的に老朽化対策を推進し、安全・安心を確保する。
防災インフラの計画的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する必要がある。	老朽化対策を着実に実施するため、技術職員に対する点検・維持管理・修繕等におけるインフラ・メンテナンス研修の継続実施や、老朽化対策に資する新技術・新工法の活用等を推進する。

## b. 公共施設の老朽化対策

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
公共施設の多くは高度経済成長期以降に建設されており、今後、老朽化の割合が増加することが課題となっている。人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、公共施設の維持管理・更新を確実に実施し、計画的・効率的に老朽化対策を推進する必要がある。	限られた財源の中で、今後見込まれる公共施設等の老朽化に対応するため、公共施設等総合管理計画などの公共施設マネジメントに関する計画に基づき、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進めていく。
	公共施設の計画的な施設の点検・修繕を行い、不具合を未然に防止する「予防保全」型の管理への転換を図るため、計画的な整備を推進するとともに、施設の機能向上を図る。
	公共施設の長寿命化対策を進める一方、社会ニーズに合わない施設等の多機能化・用途変更等を検討し、効果的な整備に取り組む。
	社会基盤施設の定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する。
	老朽化対策を着実に実施するため、技術職員に対する点検・維持管理・修繕等におけるインフラ・メンテナンス研修等の受講を推進する。

### 【重要業績評価指標】

避難所となる公共施設の耐震化率 2020年度 100% → 2025年度 100%

## 13 広域連携・官民連携

### a. 広域応援・受援体制の整備

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
県内外の市町や事業所等との間で締結している相互応援体制の構築・強化に取り組む必要がある。	県内外の市町や事業所等との間で締結している相互の救助・救急活動のための応援協定を実効性の高いものとするため、平時から連携を密にし、防災体制の充実を図る。

	大規模災害時に円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図れるよう、受援体制の整備に努める。
平時から、関係機関との連携を密にし、連携や防災体制の充実強化を図る必要がある。	平時から、関係機関との連携を密にし、情報の共有化や連携強化を図るとともに、合同防災訓練においては、地域の特性や様々な被害を想定した実践的な訓練を実施する。
	市、防災関連機関、公益的事業を営む事業者、住民代表で構成する豊岡市防災会議を開催し、連携体制の確認や防災体制の充実強化に向けた対策を検討し、防災施策に活かす。

### b. 災害発生時における国内外への情報発信

脆弱性の評価・分析	施策の方向性
災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレートしておく必要がある。	地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、状況に応じて、発信すべき情報、情報発信経路を検討し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制強化を推進する。また、積極的な風評被害対策を実施できるよう、平時から事業所や国県を含む関係機関との連携を強化する。

#### 【重要業績評価指標】

受援計画の策定 2020年度 未策定 → 2025年度 策定

## V 計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、関連の計画とも整合性を図りつつ、各種の事業【別紙】の計画的な推進を図る。

本計画のフォローアップについては、重要業績指標の目標値をもとに進行管理を行うと共に、社会経済情勢の変化や施策の実施状況、国、市町、関係機関の動向等も踏まえ、適宜計画の改定を行うものとする。

### <強靱化を推進する関連計画>

豊岡市公共施設マネジメント基本方針  
豊岡市公共施設等総合管理計画  
豊岡市地域防災計画  
豊岡市橋梁長寿命化修繕計画  
豊岡市道路整備計画  
豊岡市都市計画マスタープラン  
豊岡市公営住宅等長寿命化計画  
豊岡市耐震改修促進計画  
豊岡市空家等対策計画  
豊岡市水道ビジョン  
豊岡市水道事業アセットマネジメント  
豊岡市水道事業経営戦略  
豊岡市下水道長寿命化計画  
豊岡市公共下水道ストックマネジメント計画  
豊岡市農業集落排水施設最適整備構想  
豊岡市漁集集落排水施設機能保全計画  
豊岡市下水道事業経営戦略  
豊岡市公園施設長寿命化計画